



平成24年5月14日

栃木県真岡市における竜巻等災害に対する義援金の取扱いについて

このたびの竜巻等による被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は、竜巻等の被害を受けられた皆さまへ寄せられる義援金の受付を、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

皆さまのあたたかいご支援をお願い申し上げます。

1. 義援金受付口座

振込先銀行	支店名	科目	口座番号	振込先名
筑波銀行	真岡支店	普通	1023842	真岡市竜巻被害義援金 (モオカシタツマキヒガイギエンキン)

2. 振込手数料について

筑波銀行本支店からの窓口振込については無料となります。

なお、ATMやインターネットバンキングによる振込は対象外となりますのでご注意ください。

3. 義援金の税制上の優遇措置について

振込金受取書をもって税制上の優遇措置の適用対象となります。優遇措置を受けるには、振込金受取書（領収書）が必要となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

以上

報道機関のお問合せ先

筑波銀行 総合企画部広報CSR室 田村 内線3730

TEL 029-859-8111